

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

資格得喪等の各種手続における添付書類の取扱いについて（通知）

社会保障・税番号制度において、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたところですが、健康保険・厚生年金保険分野においては、平成29年1月から各種届出書へ個人番号の記載が予定されています。

公立学校共済組合員（被扶養者）の資格得喪、短期給付及び掛金の各種手続においても同様に取り扱うことが見込まれますが、現在、国等において検討中であり、しばらくは、個人番号の提供を要しないことから、当該手続における添付書類については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切に処理して下さるようお願いいたします。

記

1 添付書類の取扱い

組合員（被扶養者）の資格得喪、短期給付及び掛金の各種手続における添付書類については、個人番号の記載がないものを提出すること。

なお、取得した書類に個人番号が記載されている場合は、個人番号の記載部分を完全に黒塗り又は切り取りするなどして、個人番号が視認できないようにしたものを提出することとし、所属所において写し等を保管する場合も同様とすること。

2 留意事項

組合員（被扶養者）の資格得喪、短期給付及び掛金の申請書等用紙への個人番号の記載に加え、既存の組合員（被扶養者）の個人番号の取得時期、取得方法等についても、現在、国等において検討中であることから、確定し次第通知する。

問合せ先

【資格得喪、短期給付関係】

年金給付係 担当 川口・若松・上之菌
電話 099-286-5220

【掛金関係】

福利係 担当 益満
電話 099-286-5206